

## 資 料

## 〔外国文献紹介〕

早稲田大学刑事法学会

スティーヴン・モース＝モリス・ホフマン  
 「法的精神異常とメンズ・レアの間の不確実な関係性」

竹 川 俊 也

## 一. はじめに

近時、わが国の刑法学界において、「故意と責任能力の関係性」をめぐる議論が注目を集めている。この問題は、2014年度の刑法学会におけるワークショップでも議題の1つとなり、①医療観察法の主観的要件をめぐり、責任無能力者に故意は観念できるのかという問題として、また、②タクシー無賃乗車の事案において、被告人が罹患していた統合失調症の症状が重かったとして、責任能力ではなく詐欺の故意を否定して無罪とした事例<sup>(1)</sup>が現れ、両者の関係性をめぐる議論の進展が見られるところである。

この点、アメリカにおいても、連邦最高裁のクラーク判決<sup>(2)</sup>以降、精神障害により犯罪成立に必要とされるメンズ・レアが欠けたとする主張と、心神喪失抗弁との関係性についての議論が、にわかに注目を集めている。本論文は、責任能力の実体基準を除き、従来わが国に紹介されてこなかったこの種の議論を包括的・網羅的に考察したものであり、わが国の議論に有益な示唆を与えるように思われる。以下では、論文の概要を紹介した上で、若干の検討を加える。

## 二. 論文内容の紹介

## 1. 刑事責任と合衆国憲法

全ての犯罪構成要素が検察側により合理的疑いを超えた形で証明されたとして

(1) 東京高判平成22年5月12日、判タ1379号251頁。

(2) Clark v. Arizona, 548 U.S. 735 (2006).

も、被告人側は正当化や免責の抗弁により刑事責任を免れる可能性がある。合衆国憲法のデュー・プロセス条項は、この挙証責任を検察側、弁護側のいずれの側に課すのかを、各法域に委ねている。

それでは、コモン・ローにより認められた「犯罪の定義づけ」という州の権限に対し、いかなる制限を課しようと連邦最高裁は解しているのだろうか。まず、薬物中毒状態の者に刑罰を科すことの合憲性が争われた1962年の判決 (Robinson v. California, 370 U.S. 660) では、こうした状態となることを犯罪化し、刑罰を科すことは、その状態が中毒によって制御不能であることから、多数意見は違憲との判断を下したものの、アルコール依存の者に対し、「公共の飲酒」を犯罪化することの合憲性が問われた68年の判決 (Powell v. Texas, 392 U.S. 514) では、コントロール能力が減弱した者に対してであれ、合衆国憲法は公共の飲酒を禁止することを妨げないとの判断が下された。ここには、犯罪の要素は変化しうるものであり、これを決定するのは州の権限との考慮があったようである。さらに、犯罪要素 (害悪性) の挙証責任を転換することの合憲性が問われた75年の判決 (Mullaney v. Wilbur, 421 U.S. 684) では、犯罪構成要素の立証を被告人側に転換した規定は、州が全ての犯罪構成要素を、合理的疑いを超える程度に証明すべきとする原理 (以下、「Winship 原則」という。) に反している旨の判示がなされたが、他方、謀殺から故殺への減輕要件の立証を積極的抗弁として被告人側に課すことの合憲性が争われた77年の判決 (Patterson v. New York, 432 U.S. 197) では、合理的疑いを容れない程度の証明が、有責性に関する事実の全てに課されるといふ75年判決に対する広い解釈を排斥した。

ここで問題となるのは、75年判決と77年判決の間の整合性である。この点に関して、96年の Egelhoff 判決<sup>(3)</sup>では、「熟慮に基づく殺人」の罪で起訴された被告人が自招酩酊に関する証拠を提出したものの、これを考慮することを禁ずる州法に基づき、「犯罪要素である精神状態の存在を判断するに際し、被告人の酩酊状態を考慮することはできない」との陪審説示が行われた点の合憲性が争われた。ここでは、いかなる条件下で州は被告人によって提示された関連性のある、犯罪構成要素を否定する証拠への制限が認められるのかが問われたのである。この点、Winship 原則の関係からは、州の規定は訴追責任を転換したものではなく、酩酊証拠を排除することにより、州側のメンズ・レア立証を容易にするものとの理解がなされ、必ずしも同原則に反しない、との判断が下されたのである。このことから、犯罪を定義する実体上の裁量を州が有する点については疑いがないものの、防御のためであれ被告人が提出できる証拠には、一定の制限が課されていることが明らかとなる。

(3) Montana v. Egelhoff, 518 U.S. 37 (1996).

## 2. 精神障害と刑事責任能力

### (1) 精神障害とメンズ・レアの否定

精神障害によるメンズ・レア否定の場面では、行為時点でのメンズ・レア形成の有無のみが問題となり、限定責任能力との混同に注意が必要である。メンズ・レア否定に伴う刑の減軽が部分的免責と混同されることの弊害として、メンズ・レア否定のための証拠提出に不当な制限が加えられるという、誤った帰結に至りかねないからである。メンズ・レアに関係する精神障害は、現実についての常軌を逸した欲求や信念を生じさせるものの、目的や認識など、法が定める基準を満たすことを妨げるものではない。「メンズ・レアを有していないこと」は、「メンズ・レアを形成する能力を有さないこと」と同義ではなく、「精神状態の形成能力」ではなく、「メンズ・レアが実際に形成されたか」を直截に問題とすべきであろう。近時アメリカで注目を集めたアンドレア・イエータ (Andrea Yate) の事案では、5人の子供の母親であった被告人が、幻覚により、自身の子供たちを殺さない限り、彼らが邪悪になり、永遠に悪魔に苛まれると信じていた。それゆえ彼女は、5人の子供をバスタブに沈めて殺したものの、彼らが人間であり、溺れることによって死に至ることを認識していた。このことから、被告人が実際に有していた精神状態を明らかにし、また、その精神状態を告発された犯罪で要求される精神状態と比較することが重要なのであり、この場面において「メンズ・レアをもちうる能力」が問題とされているわけではない。

### (2) 精神障害と心神喪失抗弁

レーガン大統領暗殺未遂事件（ヒンクリー事件）において、被告人ヒンクリーが心神喪失による無罪評決を得て以降、この抗弁に対する一般的な批判や、制御能力要件に対する個別的な批判が展開された。その結果、多くの法域で制御能力要件が撤廃されるとともに挙証責任が被告人側に転換され、5つの州では心神喪失抗弁が廃止され、精神障害をメンズ・レア欠缺の判断場面でのみ考慮するアプローチが採られている。

心神喪失抗弁が憲法上の要請と位置付けられるかにつき、連邦最高裁は未だ判断を示していないものの、本論文では、この抗弁につき、以下のような立場を採用する。

まず、精神障害の定義については、各法域に委ねられており、精神医学や心理学などの科学領域の定義に拘束される必要はない。この点については、連邦最高裁も同様の立場を採用している。また、弁識能力要件については、先のイエータの事例において、狭い意味では「子供たちを殺すことは法や道徳に反していることを認識していた」ものの、広い意味において、精神状態の「深刻な異常性の産物として、完全に誤った信念に動機」づけられたものであり、この意味で自らの

行為を弁識できなかったと評することも可能である。さらに、制御能力要件については、①その判断が困難であり、また、②非理性的であるが故に法に従うことが困難であるのならば、「非理性的であること」が潜在的な免責事由として作用することから、独立の要件としては不要となる。イーテの事例においても、セルフ・コントロールがなし得なかったことではなく、非理性的な信念が問題となっている。「理性の欠如」という観点は、深刻な精神障害を有する者が法に従うことのできなかった事例のほぼすべてを解決するものであり、筆者の一人であるモースは、「免責が妥当な全ての場合において、制御能力は弁識能力に吸収される」との立場を採用する。

### (3) メンズ・レア欠缺の主張と心神喪失抗弁の関係性

確かに、鑑定証拠などに共通のことが多いことは認められるが、メンズ・レア欠缺の主張と心神喪失抗弁とは明確に区別されることから、前者を「ミニ・インサニティ (mini-insanity)」と理解することは適切でない。「精神障害に罹患した者であっても、自動機械などではなく、むしろ『理由』に従って行為に出る主体として理解すべきなのである。彼らの『理由』は、歪められた認識や信念によって動機づけられているが、目的を形成し、自らが何をしているのかという認識を、狭く、最も文字通りの意味において有している」。こうした事情から、メンズ・レアが否定されるのは極めて稀なケースであり、同じ証拠がメンズ・レアの否定と心神喪失抗弁に共に作用することはあっても、そこで問われている内実は異なるのである。

## 3. クラーク判決について

### (1) 事案の概要

謀殺罪の嫌疑で訴追された被告人は、事実審裁判所において、妄想型の統合失調症に罹患していたとする証拠を提出した。これには、心神喪失抗弁を提起し、メンズ・レアが欠けていたことを証明する目的があったとされるが、事実審裁判所は当該精神疾患の存在を認めながらも、罪悪性の認識が歪められたわけではないとして心神喪失の主張を退け、メンズ・レア欠缺につき精神医学証拠を許容しないとする同州の先例を引き合いに出しつつ、精神疾患証拠を排除した。被告人は、メンズ・レア欠缺についての証拠提出を認めないことが修正14条のデュー・プロセス条項に違反していると主張したが、州控訴審および州最高裁は事実審の判断を支持したのである。結論から述べると、連邦最高裁の法廷意見はクラークの主張を退けることになるものの、その理由づけには疑問が残る。

### (2) メンズ・レア否定のための精神医学証拠の排除を認めた先例の合憲性

被告人の主張によれば、被害者に対し、「危険な宇宙人」が警官に成りすまし

ていると信じていたのであり、これが正しいとすれば、謀殺罪の犯罪構成要素を満たさない。関連性と信頼性の認められた証拠により、告発された犯罪のメンズ・レアについて被告人が合理的疑いを申し出ることが妨げられたのだとすれば、妥当ではないだろう。

連邦最高裁の法廷意見は、メンズ・レアに関する証拠を、①観察証拠、②精神疾患証拠、③能力証拠の3つのカテゴリーに区分し、後二者の排除は正当化される旨を判示した。しかし、この種の証拠制限を心神喪失抗弁ではなく、メンズ・レア反証の場面で提示したことは、法廷意見が両者を混同していることの証左であろう。上記の区分は理論的な厳密性を欠いており、被告人による主張の機会に対して過度の制限を課すものであって、Winship 原則の観点からも疑問が残る。連邦最高裁は、「正常 (sanity) の推定」が許容されていることを、「有罪評決や刑事責任能力に必要とされる、メンズ・レアを形成する能力を被告人が有していたとの推定」が許容されていることと混同したことにより、精神医学証拠を、心神喪失抗弁でのみ認めるルートを採用したのである。

それでは、精神医学証拠を心神喪失抗弁に限定し、メンズ・レアの判断場面から排除した理由は、どこに求められるのであろうか。先の Egelhoff 判決によれば、犯罪要素の存在を反証しようとする証拠がたとえ関連性を有していたとしても、州の側に正当な目的があれば、これを排除することが認められる。精神医学証拠を排除した理由としては、①メンズ・レア欠缺の主張と心神喪失抗弁の混同、②精神障害による緩やかな要件での免責の余地を絶つこと、③被告人が無罪となり、無条件で釈放されるための根拠としては弱いとの考慮などが挙げられるものの、いずれも十分な理由づけとは言い難い。

### (3) 筆者の立場

被告人は、自身の行為の「免責」を意図していなかったのであるから、「精神医学証拠を、メンズ・レア欠缺の主張において認め、心神喪失抗弁では認めない」枠組みを考慮することが必要である。心神喪失抗弁においては、①素人のみならず、法律のプロさえも精神医学や心理学の診断をそのまま受け取る可能性があり、②責任能力が法的判断であることを考慮すれば、法的結論に言及する証言に制限を課すのは合理的であるのに対し、メンズ・レア反証の場面では、①経験的・事実的な問題が前面に出ており、②被告人の能力に関する証拠にも一定の意義が認められ、③刑法的非難や刑罰の賦課が問題となる場面で証拠に対する過度の限定は不適切と解される。このことから、クラーク判決で被告人に対して提示された枠組みは、公平性の観点を欠いているのである。

#### 4. メンズ・レア要件と心神喪失抗弁を廃止することの妥当性

厳格責任犯罪の存在により、メンズ・レアの位置付けは困難な問題となっている。しかしながら、行為者のメンズ・レアは他の市民の権利や利益への態度を示すものであり、公平な非難帰属や刑罰賦課にとっては必須なことから、これを希薄化することには慎重であるべきである。

他方、心神喪失抗弁廃止の合憲性については、ヒンクリー事件以降、5州において同抗弁が廃止され、このうち4州の最高裁判所が合憲判断を下している。しかし、心神喪失抗弁はメンズ・レアと同様に歴史のある観念であり、アメリカ社会に深く根付いていることを考慮すれば、応報と非難を基礎とする限り、刑事司法システムにおいて重要な位置を占めるものである。むしろ問題は、どのような被告人に対して心神喪失による免責が認められるべきかであり、この点については「合理性 (rationality)」が責任判断の試金石となるだろう。

妄想により自己自身の死が差し迫っていると信じる者が、正当防衛によって行為に出るべきか否かを合理的に考慮することができない場合、当該犯罪のメンズ・レアを充足しているものの、この者に対して責任を課す狭い見方は、概念的にも道徳的にも誤っている。現実世界と大部分において隔絶しているために、現実世界にいかにも反応するべきかを合理的に判断する能力を欠く者が想起できる以上、精神障害によるメンズ・レア欠缺の主張を認めるのみでは不十分なのである。

#### 5. メンズ・レアと精神異常の抗弁の将来

##### (1) ニューロサイエンス領域の議論進展が、刑事責任に対して与える影響

科学技術の進展により、脳内のニューロン作用が可視化され、ある行為に出る際に、脳のどの部分が活性化するかが明らかとされつつある。こうした背景の下、哲学や思索の世界で従来論じられてきた問題が、科学領域の問題となるとともに、問題状況が変化している。

この点、我々が考えるような行為主体とは異なることを根拠に、責任帰属が不公正となるとする主張については、慎重に検討する必要がある。こうした考え方を代表するものとして、「非行為理論 (no action thesis)」、すなわち、科学的実験の成果から、自覚的意思の大部分ないし全てがまったくの幻想に過ぎない、とする立場がある。

非行為理論の論拠としては、①人間行動の多くは、全く認識できない変数によって原因づけられており、②意識の分裂状態下であっても、多くの脳内活動の存在が明らかにされつつあること、また、③自己自身の見かけ上の行為への因果的寄与について、行為者が誤った判断をしようとする実験結果や、④特定の心理プ

プロセスと脳内における特定部分の生物学的基質との関連性が見いだされつつある、という4つの部分から成り立っている。しかしながら、①行為に出る意図の原因が特定できないことは、意識的に行為に出ていないことを意味せず、②法や道徳の了解事項として、分断・減弱した意識下での行動は「行為」としては見なされず、行為だとしても免責されうることから、非行為理論のようなラディカルな帰結には至らない。また、③意図の因果的役割について実験客体が誤解させられうることは、意図が態度の説明に際して何ら役割を果たしていないことを意味せず、④脳の地点の特定は、ある精神状態が態度の決定付けに際して何らの役割をも果たしていないことを示すわけではない。このことから、この種の議論は、責任刑法の枠組みに変更を加えるものではない。機械論が仮に証明されたとしても、⑦自己自身を合理的・意図的な行為者であるとの見方を変えることはできず、①意識や意図を有する生物であるとの常識に合致した思考枠組みは圧倒的なものであり、法システムがこうした行為主体を前提としていることから、少なくとも、意識下における意図が、潜在的に合理的・因果的であることを前提とすることは可能なのである。

## （2）刑事責任の道徳的根拠

「責任実践のルーツ」を検討するに際しては、イギリスの哲学者ピーター・ストローソンに端を発する現代哲学理論のアプローチを概観することが有益である。ストローソンは、責任が怒りや憤慨、感謝のような反応的態度に基づく指摘しながら、こうした「反応的態度が正当化されるのは、この種の感情を引き起こさせた行為者が正常な精神状態であり、それゆえ責任が認められるときに限られる」、すなわち、ある者への責任帰属が正当化されるのは、それらの者に対する怒りなどの反応的態度を表明することが正当であると、その社会で一般に認められていると見なされる場合に限られるとの考えを、その論文「自由と怒り」の中で提示した。ストローソンの考えは刑事責任の場面にも妥当し、反応的態度の内容が時代や文化により変容することは認められるものの、西欧における道徳や責任のシステムは、この説明と特に類似性を有する。一定の者に責任を認め、それ以外の者には免責を認める基本的枠組みは、規範的な観点から望ましいものであり、人々を潜在的な道徳的行為者として重要視し、人間の尊厳への尊重に寄与するとともに、社会的共生をも容易とするのである。

## 三. 若干のコメント

本論文は、心神喪失抗弁とメンズ・レア欠缺の主張の関係性をめぐる近時のアメリカの議論に網羅的な検討を加えた上で、新たな科学的知見が刑事責任に与え

る影響についても懐疑的な立場から反駁を加え、さらには、現代の哲学的議論に示唆を得て、「合理性を有する能力」を軸に刑事責任論の再構築を試みるものである。わが国と体系を異にすることから、これらの議論をそのままの形で参照することは困難であるものの、個別の議論で論じられている部分に限っては、参考となる部分も多いように思われる。

議論の前提として、アメリカの刑事実体法において精神障害が問題となる場面を、以下のように整理することができる。まず、メンズ・レア欠缺の主張の場面では、精神障害による犯罪要素否定の主張がもつばら認識面で問題となり、心神喪失抗弁の場面では、弁識能力と制御能力がそれぞれ認識面と情動面に対応する。限定責任能力の概念を認める法域は現状存在しないものの、被害者などからの挑発行為による情動状態の中で殺害行為に出た場合に、謀殺から故殺へ減ずるコモン・ロー上の原理が現在でも一般に承認されており、限定責任能力の概念が部分的に承認されている、と解されている<sup>(4)</sup>。

この点、論文中でも触れられていた通り、連邦を含めた多くの法域において、制御能力要件を廃止する傾向が見られる。ここには、実際に制御できなかったことと、単に制御しなかったことの区別が困難との問題意識があるように思われるが、他方、同じく情動面が問題となる「挑発に基づく情動障害」の原理は現在でも多くの法域で承認されている。ここには、情動面の認定が困難であることから、心神喪失抗弁において制御能力要件を排しつつも、「挑発」という客観的事実が認められる場合に限って一定の部分的免責を認めており、①実体法の解釈と認定論とが同一次元で論じられ、②陪審が判断できないような事項を取り込むべきではないとする価値判断があるように思われる。よって、この種のアメリカの議論をわが国に導入する際には、認定論的な側面が前面に出ている点を念頭に置かなければならないだろう。

また、精神医学証拠の許容性について本論文は、クラーク判決で提示されたアプローチを批判しつつ、「メンズ・レア否定のための証拠提出を許容し、心神喪失抗弁の場面で制限を課す」アプローチが妥当だと指摘する。これは、「事実認定者に与える影響の大きさ」という観点から専門家証言の制限を意図するものであり、わが国においても、裁判員制度導入時に一部論じられた問題と重なり合うように思われる<sup>(5)</sup>。この点、例えば、「過失」それ自体が法的見地から構成されるべきであることを考慮すれば、同じく法的概念であるメンズ・レア否定に作用す

(4) P. Robinson, *Abnormal Mental State Mitigations of Murder: The US Perspective*, at 308, in A. Reed & M. Bohlander, *Loss of Control and Diminished Responsibility*, 2011.

(5) 例えば、司法研究所編『難解な法律概念と裁判員裁判』(法曹会、2009年)41頁以下参照。

る精神医学証拠と心神喪失を示唆する精神医学証拠との間で取り扱いを異にすることに、どこまで意味があるのか疑問が残るものの、この点については、さらに分析的な検討が求められよう。

最後に、「合理性」を軸に責任能力論を組み立てる点についてである。わが国の学説の多数は、責任能力を期待可能性論の下に整合的に位置付け、違法性の意識可能性と責任能力内部の弁識能力を平行に捉えているように見受けられる（以下、「責任要素説的アプローチ」という。）。この考え方は体系的には一貫するものの、他方で、実質的な議論、すなわち、弁識能力の判断場面で考慮される能力が、違法性の弁識能力なのか、罪悪性の弁識能力なのかという点については、自覚的な議論が展開されてこなかったように思われる。例えば、論文中で触れられたイェーテの事例がわが国で問題となった場合に、弁識能力と制御能力のいずれが問題となるのか、必ずしも明らかではない。この問題に一義的な回答を与えることが困難だとすれば、本論文が主張するように、責任能力論において、弁識能力と制御能力とを分けて論じること、どこまで意義があるのか、疑問を抱くのも自然な流れであろう。実際の問題解決場面では、弁識能力と制御能力に関する判断要素が重なり合い、わが国の裁判例は両者の必要性を繰り返して示してきたものの、これらを分けて判断した事例は相対的に少ないとされる。ここには、制御能力の判断が困難であり、弁識能力がなければ制御能力も十分発揮することができず、前者の判断が、後者の判断を左右することは明らかとする考慮が見取れる。

アメリカでは多くの法域において、70年代までは制御能力が責任能力の要件として考えられてきたものの、制御能力についての過剰な可知論的依存への反省から、80年代以降は経験科学的に認識不可能な同要件を廃止し、一方で弁識能力を実質的に捉えるアプローチへ移ったとされる。ここには、認定論的な考慮要素が実体法上の要件に影響を与えることが正面から認められるアメリカの議論の特質を見て取れるものの、他行為可能性を軸に構築された実体論としての責任能力論においては、「その行為に出ないことができたにもかかわらず、出てしまった」ことを内容とする制御能力要件は、なお不可欠であるようにも思われる。しかしながら、本論文で展開された議論は、責任の本拠に「合理性を有する能力」を据え、従来の議論とは一線を画している点が興味深い。行為者の合理性を軸に行為論・責任論を構築する立場は、20世紀後半以降の哲学領域の主流と評することができ、わが国においても、法哲学者の瀧川裕英によって「理由能力」を軸とした

(6) 山口厚ほか（座談会）「現代刑事法研究会③責任能力」ジュリスト1391号（2006年）100頁以下参照 [河本雅也、岡田幸之発言]。

(7) 大阪刑事実務研究会「責任能力1（2）」判例タイムズ1372号（2012年）90頁以下参照。

責任論の展開が見られるところである。このことから、弁識・制御能力の判断が認定論レベルで不可分であることを認める<sup>(8)</sup>以上に、実体論としても区別が不要となる点を根拠づけようと試みているように見受けられるのである。

責任要素説的アプローチに対しては、違法性の意識可能性が欠けたことによる免責が従来わが国でほとんど認められてこなかった実情を指摘した上で、これと弁識能力とを本当に同列に語りうるのか、理論的側面からの批判も見られるところである。本論文は、アメリカで従来展開されてきた責任能力論を、学際的見地から再構成するものと評価できる。そこには、責任本質論、責任能力要件論、事実認定論を統一的視点から再構成するためのヒントが含まれているのではないだろうか。

---

(8) 例えば、行為論について、G. E. M. アンスコム (菅豊彦訳) 『インテンション』 (産業図書、1984年)、D. デイヴィッドソン (服部祐幸・柴田正良訳) 『行為と出来事』 (勁草書房、1990年) など。責任論について、J. Fischer & M. Ravizza, *Responsibility and Control: A Theory of Moral Responsibility*, 1998, Cambridge University Press、瀧川裕英 『責任の意味と制度』 (勁草書房、2003年) など。

(9) 司法研究所編・前掲注5・34頁以下参照。

(10) 松原久利 『違法性の錯誤と違法性の意識の可能性』 (成文堂、2006年) 91頁以下、水留正流 「責任能力論からみた『故意と責任能力』の議論と医療観察法との関係」 刑事法ジャーナル41号 (2014年) 86頁以下など。